

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大 野 隆 司

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成28年 4月21日

昭島市長 北 川 穰 一

記

諮問第 57 号

個人情報の目的外の利用について

諮問事項の詳細は、別紙のとおり

別紙

諮問第 57 号

個人情報の目的外の利用について

(説明) 昭島市個人情報保護条例(平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。)第13条第2項第6号の規定に基づき、次の事項について諮問する。

昭島市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の実施に係る個人情報の目的外の利用について

平成26年4月、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第307号)」の一部が改正され、保険者はPDCAサイクルに沿った保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定した上で、健康・医療情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施及び評価を行っていくこととされました。

本市国民健康保険におきましても、平成27年度に策定した「昭島市国民健康保険データヘルス計画」に基づき、今年度より、生活習慣病の予防へとつながる取組として、特定健康診査の未受診者対策事業を実施します。これは、過去の特定健康診査の情報のほか、レセプト(診療報酬明細書)の情報及びその内容で特定健康診査対象者を分類し、それぞれに対し効果的な受診勧奨を行うことによって、特定健康診査の受診率の向上を図る事業です。

また、今後は、レセプト情報を活用した、特定保健指導の実施率向上、糖尿病重症化予防、重複・頻回受診者対策等の事業を展開していく予定です。

こうした保健事業の実施には、特定健康診査の結果の情報に加えて、レセプトから得られる個人情報が必要となり、このことが条例第13条第1項により禁止されている個人情報の目的外の利用に該当することから、同条第2項第6号の規定に基づき意見を求めるものです。なお、目的外の利用に係る個人情報及び利用の時期は、次のとおりです。

(1) 目的外の利用に係る個人情報

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 被保険者記号番号
- ・ 傷病名
- ・ 処置事項

- ・投薬事項

- ・検査事項

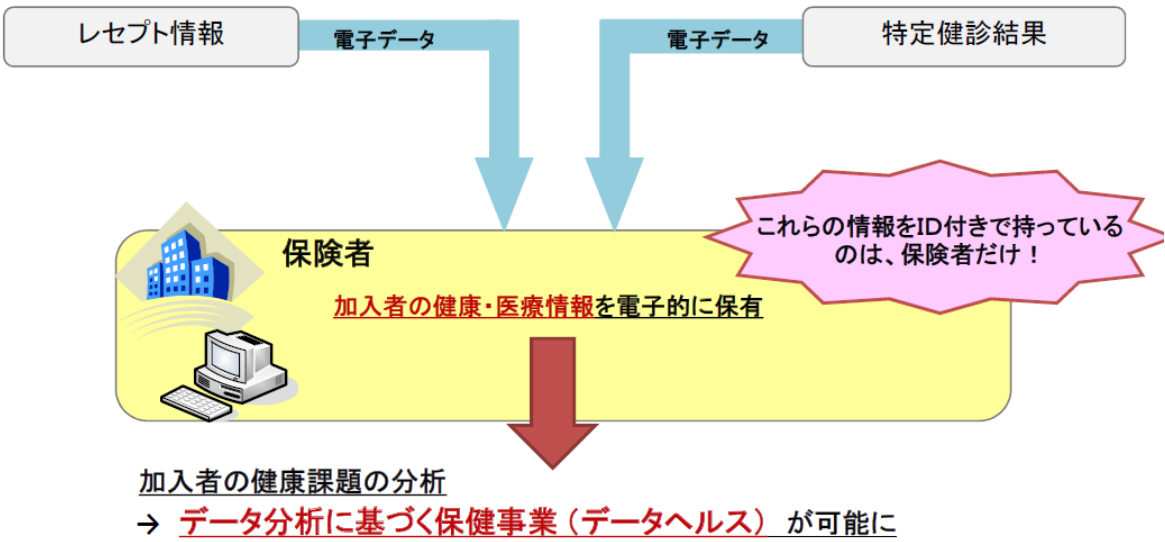
(2) 利用時期

- ・平成28年 6 月以降随時

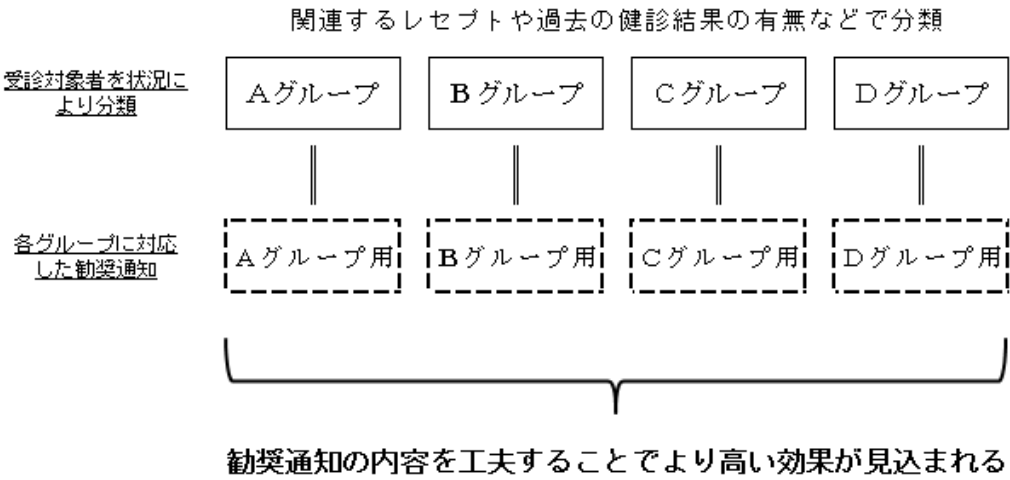
昭島市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の実施について(概要)

厚生労働省資料より

データヘルスの発想



平成28年度の昭島市の取組のイメージ
特定健康診査の未受診者対策事業



平成28年 5月 9日

昭島市長

北 川 穰 一 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大 野 隆 司

昭島市個人情報保護条例及び昭島市情報公開・個人情報保護運
営審議会条例に基づく諮問について（答申）

平成28年4月21日付け28企法指第2号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第57号

個人情報の目的外の利用について

答 申

諮問第57号

個人情報の目的外の利用について

昭島市国民健康保険データヘルス計画に基づいた保健事業の実施に当たり、特定健康診査対象者を分類し、それぞれに対し受診勧奨を行うことで特定健康診査の受診率の向上を図るため、レセプト（診療報酬明細書）から得られる個人情報を活用することについては、効果的かつ効率的な保健事業を実施するうえで必要であると認め、了承する。

また、今後、レセプト情報を活用した、特定保健指導の実施率向上、糖尿病重症化予防、重複・頻回受診者対策等の事業についても同様の取扱いとすることについても併せて、了承する。

なお、個人の疾病等に関する情報は極めて重要な情報であるため、個人情報の取扱いについては特段の注意を払っていただきたい。